

教育カード証貸

平成26年8月15日現在

商品名 (愛称)	ちゅうしん教育カード証貸
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">・年齢が満20歳以上で当金庫が定める審査基準を満たされている方・安定継続した収入のある方・教育カードローン契約者本人で本件返済の見込みがあること・実行日時時点で借り換えるカードローンが延滞していないこと・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方・当金庫の会員となる資格のある方 ①当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ③当金庫の地区内に事業所がある法人役員の方
お使いみち	(1) 申込人が当金庫から借入れた教育カードローンの貸越元金残高 (2) 最終利払日以降の貸越利息
ご融資金額	・上記(1)と(2)の合算金額
ご融資形式	・証書貸付
ご融資期間	・3ヶ月以上10年以内
切替時期	・「教育カードローン」の貸越契約期限までとさせていただきます。 (貸越契約期限が休日の場合は翌営業日まで)
ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none">・毎月元金均等・元利均等の2種類のご返済方法があります。・ボーナス併用も可能です(ご融資金額の50%以内)・元金返済の据置はできません。
保証人・担保	・一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので、保証人・担保は必要ありません。
保証料	・保証料は利率に含まれています。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none">・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業推進部(9時～17時、電話：052-913-1153)にお申出ください。・紛争解決措置：愛知県弁護士会(電話：052-203-1777)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記営業推進部または全国しんきん相談所にお問合せください。
その他	<ul style="list-style-type: none">・審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては、当金庫の本支店までお問い合わせください。